

食 品 安 全 委 員 会 第 23 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 15 年 12 月 11 日（木） 14:00 ～ 15:53

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について

（意見の取りまとめ）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 添加物 2 品目

グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅

・ 肥料 3 品目

焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料

・ 抗菌性物質が飼料添加物及び動物用医薬品として家畜に与えられた場合に選択される薬剤耐性菌

（厚生労働省、農林水産省からの説明）

（３）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

・ 飼料添加物として指定されている抗菌性物質

（農林水産省からの説明）

（４）農薬専門調査会における審議状況について

・ ビリダリルに関する意見・情報の募集について

（５）動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・ イミダクロプリドに関する意見・情報の募集について

（６）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（11 月分）

（７）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長

農林水産省 岡島審議官、佐藤消費・安全政策課長、柄澤表示・規格課長、
細田農産安全管理課長、栗本衛生管理課長

環境省 柏木水環境部企画課長、神谷農薬環境管理室室長補佐

文部科学省 小熊学校健康教育課課長補佐

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、宮寄評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項
について(意見)

資料 1 - 2 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に関する参考資料

資料 2 - 1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

資料 2 - 2 グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の 2 品目の食品衛生法第 7 条第 1 項に
基づく、添加物の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について

資料 2 - 3 普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要

資料 2 - 4 家畜に使用される抗菌性物質による薬剤耐性菌に関する食品健康影響評
価について

資料 3 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明
らかに必要でないときについての照会(飼料添加物の指定の取消しに伴う
基準、規格の改正、廃止)

資料 4 農薬専門調査会の審議状況について

資料 5 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(11 月分)

6. 議事内容

○寺田委員長 それでは、定刻がまいりましたので、第 23 回の「食品安全委員会」を開催
いたします。

本日は、小泉委員が海外出張のために、御欠席でございます、6名の委員が御出席です。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第23回会合）議事次第」というのがございますので、ごらんになってください。議事はここに書いてありますとおり、6つあります。

資料は、1 - 1が「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について（意見）」というのがございます。それは、今の議事次第の裏側に書いてございます。資料はそれぞれ確認のほどお願いいたします。

資料1 - 2が「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に関する参考資料」。

資料2 - 1が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」。

資料2 - 2が「グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の2品目の食品衛生法第7条第1項に基づく、添加物の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について」。

資料2 - 3が「普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要」。

資料2 - 4が「家畜に使用される抗菌性物質による薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について」。

資料3が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会（飼料添加物の指定の取消しに伴う基準、規格の改正、廃止）」。

資料4が「農薬専門調査会の審議状況について」。

資料5が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料6が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（11月分）」。

皆さん、お手元に資料ございますでしょうか。

なお、本日は基本的事項の関係もございまして、そのほかのこともございますが、厚生労働省からは、中垣俊郎食品安全部基準審査課長と外口参事官もおいでになっております。

農林水産省からは、佐藤一雄消費・安全局消費・安全政策課長、及び柄澤彰消費・安全局表示・規格課長がおいでになっております。

環境省からは、柏木順二水環境部企画課長、及び神谷洋一水環境部農薬環境管理室室長補佐がおいでになっております。

文部科学省からは、小熊浩スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐がおいでになっております。

それでは、まず第1の議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第21条第1項に

規定する基本的事項について（意見の取りまとめ）」でございます。

まず、企画専門調査会の担当の寺尾委員から御報告をお願いいたします。

○寺尾委員 それでは、報告申し上げます。この基本的事項につきましては、10月15日付けで、内閣総理大臣から本委員会にあてまして意見を求める諮問が出されております。

本委員会では、10月16日に行われました第15回会合におきまして、基本的事項に関する意見については、企画専門調査会においてリスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会において、それぞれの専門分野に関する審議結果も踏まえまして審議いただくようお願いしてございます。

企画専門調査会では、10月29日、11月13日、及び12月3日の3回にわたりまして精力的に御審議いただいた結果、本日配っております資料1にございますように、企画専門調査会の意見がとりまとめられてございます。詳細につきましては、事務局から説明をしてもらいます。よろしくお願いいたします。

○岩淵総務課長 それでは、お手元の資料1-1に基づきまして御説明を申し上げます。10月15日に総理から諮問があつて以後の検討の経過につきまして、ただいま寺尾委員長代理から御報告があつたとおりでございます。この基本的事項は、食品安全基本法に定めている基本的な方針を具体化していくために、政府として実施の細目を定めるというものでございます。

内容の分量が多ございますが、内容としては法律の条文の説明的な内容になっているところと、今後の具体的な対応について書いているところとか、両方含まれているものでございます。

委員もこれまでの過程でいろいろごらんになったり、議論を聞いていただいたりしておりますので、本日は読み上げることは省略させていただきまして、ポイントを御説明申し上げたいと存じます。

資料をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について（意見）」でございます。

企画専門調査会においてとりまとめた意見は下記のとおりであるということですが、今、御説明がございましたとおり、リスクコミュニケーション、及び緊急時対応の両専門調査会の意見も反映して議論されております。

「記」の下の部分です。これは前文のようなものでございますが、基本的事項をつくる趣旨を書いた部分です。その中の「政府は」というところです。

「政府は、基本理念にのっとり、法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具

体化するため、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、必要な措置の実施に関する基本的事項を定める」ということで、政府としての対応につきまして規定するものでございます。

内容に入りますが、その下の「第 1 食品健康影響評価の実施」という部分でございます。ここはこの委員会に直接関係する部分で、分量としては最も多いものでございます。

「1 基本的考え方」のところからでございます。1 ページの真ん中の辺りから、2 ページの真ん中よりやや下までの部分、(1)(2)ですが、ここは法律の条文の解説的な内容になっております。

2 ページの真ん中よりやや下の(3)でございます。ここにつきましては、この食品安全委員会の評価を受けることが法令で義務づけられている場合について、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令の改正に対応し、適切に見直しを行っていくことが明記をされております。

その下の(5)のところでございます。一方で、法令上当委員会の評価を受けることが義務づけられていない場合についての記述でございますけれども、そのような場合であっても関係大臣は所管法令に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分検討し、適切に食品健康影響評価の実施を要請するというところでございます。

(6)は、関係大臣から要請を受けない場合、この食品安全委員会自らの判断で評価を行う場合についての記述であります。

委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶ恐れがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検するということが明記されております。

この部分について、特に国民からの意見等に基づきという部分で、消費者などから評価をしてほしいという要望があったときに、それについてどういうふうに判断されたのかということが、要望した人にわかるような形を是非お願いしたいというような御意見がございました。

3 ページの「2 例外措置の具体的内容」、これは条文の説明的なものでございます。そのページの下「3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」という部分でございます。ここは、評価の開始前と実施時と終了後と 3 段階に分けて手順及び手法について記述しております。

評価の開始前ですが、関係各大臣が食品安全委員会の意見を聞く場合には、まず評価の目的、対象、作業内容について、事前に委員会とリスク管理機関の相互間で共通の理解を得ることとするということ。

それから、リスク管理機関においては、評価結果に基づいて講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努めるということが書いてございます。

また、委員会が自らの判断で評価を行う場合、評価事項を決定するに当たっては、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努めるということが明記されております。

更に、評価に関するガイドラインの作成ということで、委員会は評価に必要なデータの明確化を図るために、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努めるということでございます。

次に、食品健康影響評価の実施時についての記述であります、（２）の③の部分ですが、評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うということ。また、出された意見、及びそれへの対応を公表するように努めるということ。特に御意見がございまして、盛り込んでございます。

（３）の評価の終了後でございますが、評価を終了した場合には、遅滞なくその結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならないとございまして、特にこれから後も公表に関する記述のところでは、同じような表現を用いております。

ここは議論がございまして、ホームページについては原則的に必ず掲載しておりますけれども、それだけではなくて多様な手段を工夫して公表するようにという御議論でございました。

（３）の③で、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり評価を実施した場合には、当該措置の実施状況、及びその後の科学的知見について十分把握するよう努めるということが加えられております。

更に（４）で評価の手法に関し、委員会は微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進めるという規定でございます。

「４ 委員会の行う勧告等」でございまして、この部分は基本的に法律の条文に基づく勧告及び意見に関する記述が書いてございます。

５ページ、第２の部分でございます。国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定という部分でありまして、いわゆるリスク管理に関する部

分でございます。

食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルートの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならないということ。

食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進めるということで、例えばということで、特に平成 15 年の食品衛生法の改正による既存添加物について安全性に問題がある場合、あるいは農薬等のポジティブリスト制の導入、それからいわゆる健康食品についての人の健康を損なう恐れが旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになった等の改正の制度について、適切な実施を図ることが書いてございます。

更にその下のところで、リスク管理にかかる人材について、専門性の一層の充実を図るということが加えられております。

「第 3 情報及び意見の交換の促進」でございます。6 ページをごらんいただきたいと思います。（ 3 ）のところで、リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努めると。この部分、リスクコミュニケーション専門調査会から特に意見がございまして、このような記述が入っております。

「 2 リスクコミュニケーションの方法」の部分でございますが、（ 1 ）の「また」の記述でございます。

また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説すると。消費者等の理解を促進するようというところに特に留意をして、わかりやすく解説するということであります。

また、委員会はその運営について、国民の理解を深めるため、適宜食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表するということが書いてございます。

3 の部分は、リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメントについての記述でございます。

7 ページをお開き願います。「第 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」で

ございます。ここにつきましては、基本的に緊急時対応専門調査会からの御意見に基づきましての記述になっております。

「１ 基本的考え方」の部分では、ここにありますように国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に対応していくということで、そのために情報の収集及び状況の把握、それから適切かつ迅速に情報を提供するといったことが書かれております。

「２ 緊急時の情報連絡体制」と題しまして、危害情報の収集整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会とリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図ると。

「３ 緊急対策本部の設置等」ということで、食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い必要に応じ緊急対策本部を適切に設置する。

また、委員会及びリスク管理機関において、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。

「４ 緊急対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成」という記述でございます。

「第５ 関係行政機関の相互の密接な連携」についてでございます。

まず「１ 基本的考え方」のところで、評価は科学的知見に基づき、また客観的かつ中立公正に行わなければならないことから、リスク管理機関から独立して当委員会で行うわけですが、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要であるという考え方が述べられております。

具体的な手法として、８ページの（４）のところで、例えば関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議の定期的な開催。

あるいは、その下で委員会とリスク管理機関との連携に関しまして、委員会はリスク管理機関との間で委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について取り決めに締結して公表するということが盛り込まれております。

「３ リスク管理機関相互の連携」ということで、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要があるということが書かれております。

８ページの下部分、「第６ 試験研究の体制の整備等」ということでございます。この食品の安全性の確保におきまして、最新の科学的な知見に基づく施策の策定が必要だと

ということで、そのために試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成などなどを講ずることにより、科学的知見の充実に努めるという考え方でございます。

９ページにまいりまして「３ 研究開発の推進」のところで、食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発のさらなる推進及び強化を図る。

（２）で、特に委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図るということが盛り込まれております。

「研究成果の普及」「研究者の養成及び確保」という記述がございまして、５番の「研究者の養成及び確保」と関しまして、研究者とその研究の現状について情報が不足しているということで、企画専門調査会の席で関係省の協力を得て、こういった点について調査をすべきだということになっております。

「第７ 国の内外の情報の収集、整理及び活用等」に関する記述でございます。

初めに「基本的考え方」がございまして、１０ページをお開きいただきたいと思います。

「２ 情報収集の対象範囲」「３ 委員会における一元的な情報収集の実施等」ということで、食品の安全性の確保に関する内外の情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について整理、分析及びデータベース化を図るということが書いてございまして、データベース化に当たっては、海外における食品の安全の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるように努める。

あるいは、リスク管理機関との間で、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進するとか、更には収集し整理した情報について相互に連携しながら、報道機関、ホームページなどを通じて、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努めるという留意点が書いてございます。

「第８ 表示制度の適切な運用の確保等」でございます。

「基本的考え方」のところですが、食品の表示の制度については、さまざまな法律に基づく制度が運用されておまして、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者、事業者双方にとってわかりにくいものになっているといったようなことで、現在厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置されて検討しているわけでございます。

今、申し上げたようなことで、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、改善策の検討をしていくということなんですが、それだけではなくて消費者に対し食品の安全性の確

保に必要な情報が適切に提供され、かつわかりやすいものになるということが、議論の結果こういった記述で入っております。

「２ 普及及び啓発」「３ 違反に対する監視及び指導」についての記述がございます。

11 ページの中ほど「第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」であります。

「基本的考え方」がございまして、２の「食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制」というところで、委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進するということでございます。

具体的な取組と言いますか重点事項として、11 ページの下のところですが、（２）「食品衛生月間」を始めとする月間または週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。

（３）学校教育の場において、栄養教育制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。

（４）農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発教材の作成等の取組を推進するということでございます。

「第 10 環境に及ぼす影響の配慮」についてでございます。

「基本的考え方」、食品は、農場等の環境を直接の基盤として生産されるということ。また、その製造等の各段階で環境に対する負荷が発生する恐れがあることから、この食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進するという考え方でございます。

２の中ほどに書いてございますが、食品供給行程の各段階において食品等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るといったこと。

更には、生産段階につきまして、特に農薬取締法を例に挙げまして、環境の負荷を低減するための取組を推進することが書かれているということでございます。

以上がこの企画専門調査会におきまして、とりまとめをいただきました意見でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの記載事項

に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。

どうぞ。

○本間委員 10 ページ目のところですが、情報収集の対象範囲ということで、書いてあることは何ら不満はございませんが、例えば昨日食品安全委員会でモニターさんとの話し合いがございました。そのときに、モニターさんが集めてくる生の実生活に基づいた情報というのは、非常にいろんなものがあって、どこへどう振り分けたらいいんだかわからないというような、いつも出る苦情というか、苦情ではないですね。1つの主張だと思えますけれども、そういうものが例えばほかの省庁のもの、食品の表示であれば表示ウォッチャーとか、あるいは衛生関係であれば、保健所等を通じた情報があるわけですが、そういうふうないろんなところにまたがった情報をどこかできちっと仕分けるとするか、そういうものを相互に活用し合うとか、衛生は衛生だけ、あるいは表示は表示だけというのではなくて、活用をお互いにしようじゃないかというような話はいかがでしょうか。

そういう趣旨がここの中に含まれているということなんでしょうか。

○寺田委員長 どうぞ。

○岩淵総務課長 まず、情報の収集の対象範囲のところ、関係行政機関というのがございまして、収集範囲の中には当然関係省庁の機関からの情報というのも入っているわけがございます。

それから、特にその情報をどういうふうに活用していくかという部分にかかってくるわけですが、4の情報の活用及び提供という部分で、委員会とリスク管理機関がそれぞれ運用するデータベースの相互連携を促進することにより、国の中における食品の安全性の確保に関する情報の共有、かつ適切な活用を図るということ。

それから、委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら適切にかつわかりやすく国民に提供するといったような記述がございまして、今お話ございましたような趣旨は入っているんじゃないかと思えますけれども、更に具体化をしていく必要があれば、そのような表現にしたいと思います。

○本間委員 文章は構いませんけれども、趣旨はこれだけいろんなところで集めている情報をお互いに利用とか、いいものを見出すということがすごく大事ではないかと思って申し上げました。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。そのとおりだと思います。

どうぞ。

○見上委員 質問ではないんですけども、この資料１－２についてお触れにならなかったんですけども。

○岩淵総務課長 資料１－２につきましては、これは企画専門調査会での審議で使用した資料でございます。この基本的事項の内容自体が当委員会に直接関係する部分以外の関係省庁の施策に関する部分が大変多ございまして、議論する前提としてそれぞれの項目について現状どうなっているかということ、関係省から御説明もいただきながら議論したわけございまして、そのときに使用した資料でございます。

例えば、大変大部なものですから、「第１関係」というところだと、めくっていただきますと、評価と管理の分離、リスクコミュニケーションとの関係といったリスク分析手法の概要の資料、２ページでは食品安全委員会と関係府省との関係が図示してございます。

３ページでは、特に評価の対象となる要因または状態という部分が、どうしても言葉にするとわかりづらいということで、こういう表を付けておりまして、食品に含まれる健康に影響を及ぼす恐れがある要因と、食品の置かれる状態、それからそれぞれに生物学的、科学的、物理的、どんなものがあるかという、２かける３の６通りの分類で、例えばこんなようなものが該当しますということを表で付けております。

以下、それぞれの１０の項目ごとに議論の参考になるような資料を、関係省の御協力をいただきながら用意したものでございます。

○見上委員 どうもありがとうございました。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○坂本委員 本間委員の御発言とほぼ似たようなことなんですが、１０ページから１１ページにかけて、情報の発信方法が述べられていまして、文章にすれば恐らくこういうことになるだろうと思いますが、例えば、一昨日のモニターの方々とのお話し合いを聞いていて、「こういうことをやりますよ」といったことと、モニターからの質問の内容に少し乖離があるような印象を受けたんです。

例えば、コイヘルペスが長野県で出て、そのコイがとても食べられない。御専門の先生が、それは絶対に安全なんですよ、コイのヘルペスが人の口に入っても決してヘルペスにはならないという、エビデンスをきちんとおっしゃったんですが、その方はそれでもなおかつ食べるのは怖いとか、食べられないと言われます。我々が目的としている科学的な根拠をはっきりとみんなに知らせよう、そうすると安心して食べてもらえるんじゃないかということが、消費者にとっては、安心までにつながらないという印象を強く受けました。

ですから、教育をすることも必要ですけれども、安全確保のためのリスク管理がやられていますよと、あるいはリスクの評価では安全ですよということを、教育したり、学習したり、あるいはいろんなメディアで出したとしても、不安の払拭にはつながりにくい印象をもちました。そこら辺のところが、多分この文章中に入っているんだろうと思います。情報の発言の方法を、直接にメディアにうたえて、メディアを介して安全ですよということをエビデンスにもとづいて話していただくようなことができれば、安心に結び付くかなという印象を受けております。

文章がどうこうということではありませんけれども、抽象的な表現が使われていますので、具体的に事が起こったときに、ここのどこに該当するだろうと考えさせられました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。大変貴重な御意見で、まさにリスクコミュニケーションをどうやっていくかということが、リスク分析の中心にあるということずばりの話でございます。愚直に、しかしいろんなエキスパートの方のお話も聞きながら、実際にはこれより更に具体的なところを、そこが一番大事なところで、やっていかなければいけないと私も認識しております。

この文書自身の中には、今、言われたようにどこに入っているのかと言われると、ここに入っています、ここに入っていますというのが、実際こういうのをつくる上でそういう面でのディスカッションがありました。わかりやすさというのはどの辺の方にわかりやすさを持っていくのか、やはり一番何もわからない方にわかりやすく説明するべきだとか、いろいろディスカッションをされました。

それから先は、またいろいろとこういうことを基にしまして、具体的に更にそれぞれの立場の方が努力していくよりしょうがないという気がします。

どうぞ。

○梅津事務局長 今回の坂本委員の御指摘は、情報の提供のところと3つ目のパラグラフであるリスクコミュニケーションの内容と両方にかかってくる問題だろうと思います。

今、総務課長からもありましたように、国民の理解を深めるため、あるいは消費者の理解を促進するようわかりやすく解説すると。これは評価のプロセスでそういう努力をするということが書かれているわけですが、それ以外にも全般的な食の安全問題についてのコミュニケーションも当然含まれるんだろうと思います。

そのことについては、このリスクコミュニケーションの部分は別途リスクコミュニケーション専門調査会で御議論いただいて、それが反映された形にはなっておりますけれども、リスクコミュニケーションの手法、あるいは技術、そういうものを更に一層深めることも

含めて、引き続きリスクコミュニケーション専門調査会で御検討いただくことかなと思っております。

現時点では、2つのパートにまたがりますけれども、なかなか今の時点ですばったお答えがないというのが正直なところでございます。申し訳ございません。

○寺田委員長 文章自身はこれでよろしゅうございますか。

○坂本委員 はい、文章は何も問題はないんですが、その中に入っていることもよくわかっていますが、何事かが起こったときに、どこに、どういうふうに情報発信地を求めて相手に安心を持たせるかという良い方法・手だてがほしい。

○本間委員 その辺は中村委員がプロだと思いますので。

○中村委員 そんな別にプロではないんですけれども、もう安心の問題は心の問題だから、気持ちの問題だから、もうしょうがないんです。幾ら科学的に説明しても、それでも私は不安だと言え、その気持ちは尊重せざるを得ないし、この間あるところでちょっとびっくりしたのは、まだ学校給食に牛肉を使っていない県というのがありまして、手を挙げてもらったら、群馬と埼玉がまだ使っていないんです。

○坂本委員 東京も使っていません。

○中村委員 東京も使っていないんですか、東京もそのとき確認したんですけれども、何か東京はもやもやとして、多分父母の方がどうしてもそれを認めないということなんだろうと思いますけれども、これだけ牛肉についての安全性というのは、かなり私の印象では科学的に説明されているし、それからもう第1号が発生してからずっと経って、しかも全頭検査がこんなに完璧に行われている国はほかにないということで、なおかつ学校給食に使わない、使わせないというんでしょうね。そういうあれというのは、やはり気持ちの問題だから、いかぬとも仕方がないとそのときには思いました。

○寺田委員長 この文章とちょっと違いますけれども、確かによく言うこういう信用の問題とか、コンフィデンスとか、どこの外国に行ってお話を聞いても、一番大事なのはコンフィデンスを持ってもらえるかどうか、これは強制するんじゃなくて、やっていることをみんなが見ていてやるということが大切だという認識をもっています。リスクコミュニケーション、それは確かに技術的なことが大事ですけれども、行政に対して国民が一人でも多くコンフィデンスを持ってもらえるような行動をすることが一番大事じゃないかと思っています。

ちょっと技術論的なことで、どこへどうというのは違いますけれども、リスクコミュニケーションという言葉だけではちょっと技術的なところにのみ走るような感じがしないこ

ともないものですから、非常に抽象的な話で恐縮でございますが、あえて申し上げました。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○本間委員 11 ページですけれども、今まで多分意見を表明する機会があったんだろうと思いますけれども、一番下の(2)に例えば食品衛生月間という話で書いてございますが、何かこの部分はあまり食品安全委員会にはそぐわないんじゃないか。食品安全委員会というのは、1 日駅長さんのことを活用するには、最も不向きな組織でありまして、長期の、ここの前文に書いてあるように、教育というものに対して長期の視点でコメントなり誘導するとか、何かこの短期間の月間または週間、勿論あまり深くは申しませんが、もう少し長期の視点だということを主張した方がいいんじゃないかというふうに思っております。文章のコメントだけです。

○岩淵総務課長 この 11 ページの下の部分、今、先生から御指摘のあった 3 の食品の安全性の確保に関する、教育、学習等の重点事項という部分ですけれども、全体としてこの委員会だけではなくて委員会と文部科学省、厚生労働省、農林水産省等が共同して取り組んでいくことが盛り込んであるわけで、ご指摘のこの(2)の食品衛生月間のところは、厚生労働省を中心にした取組ということでございます。

○中村委員 これは何月とか決まっているんですね。

○岩淵総務課長 8 月でございます。

○中村委員 決まっているんだと思います。だから短期駅長さんではなくて、毎年月間があるみたいです。

○本間委員 それを併せて我々が計画を立てるという意味ですか。

○中村委員 ただ農林水産省の方も 1 月が食を考える月間か何かになっているんですね。ただあれは、安全性だけではなくて、むしろ食育とか、そっちの方のあれが主体だから、安全性ではないから、それで入っていないんだろうと思っていました。

○本間委員 わかりました。他省庁と連携してということですね。

○寺田委員長 これは政府全体の枠組みをつくるものですから、食品安全委員会の部分が割合表に出ておりますけれども、食品安全委員会としては食品安全基本法を実施に移すためにどうしたらよいかということを今作っているんです。だから、全部入っているということになります。

○本間委員 誤解をしておりました。失礼しました。

○寺田委員長 何かほかにございますか。

それでは、基本的事項をつくる裏にはより具体的な問題点としてそういうことがあると

ということで、当然これは議事録にも残りますし、今後考えていくということです。文章としましてここにありますが、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項について、意見のとりまとめにつきましては、当委員会の意見として内閣総理大臣あてに答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。

続きましては、議題の 2 の食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について移らせていただきます。資料 2 - 1 に、委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況をまとめてございます。

本日は添加物について厚生労働省から、肥料、飼料添加物及び動物用医薬品について農林水産省から説明をお伺いしたいと思います。

資料 2 - 1 のちょうどグラフ化のところ、2 ページ目の I と書いてあるところに、今日の案件などは書いてございますので、参考にしていただければと思います。

12 月 2 日付けで厚生労働大臣より、食品健康影響評価の要請がありました、添加物グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅の使用基準の改正につきまして、厚生労働省の中垣基準審査課長から説明をお願いいたします。

○中垣基準審査課長 中垣でございます。資料 2 - 2 について御説明申し上げます。

今回お願いいたしておりますのは、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅という 2 つの添加物の使用基準の改正でございます。

経緯でございますけれども、この 2 品目について、関係企業から必要な資料が提出されたことから、使用基準改正の検討を行おうとするもので、その検討に際しまして食品健康影響評価を求めるものでございます。

実はこの 2 品目、7 月に食品安全委員会が発足する前に、私ども薬事・食品衛生審議会の調査会というところで、数回にわたってその安全性などについて議論をしてきたという経緯がございまして、今回その調査会においていろいろ指摘された事項を整理した上で、食品安全委員会にその評価をお願いするものでございます。

2 番の各品目の概要でございます。グルコン酸亜鉛でございます。これは亜鉛の強化の目的で、昭和 58 年 8 月に食品添加物として認められておりますけれども、その使用の範囲は母乳代替食品、すなわちミルクに限られております。

今回は、このグルコン酸亜鉛を栄養機能食品であって、カプセル、錠剤等に使用できるようにしようというものでございます。

カプセル、錠剤等に限っておりますのは、意図した量を適切に取ることができるということから、そういった形態に限る必要があるだろうというふうに考えております。なお、アメリカにおきましては、一般に安全と認められる物質として取り扱われておりますし、ＥＵにおいては食品添加物ではなく食品成分として取り扱われているところでございます。

（２）グルコン酸銅でございます。これも銅の強化が目的として、亜鉛と同様に 58 年 8 月に認められ、ミルクにだけ使用が認められているところでございますが、これもカプセル、あるいは錠剤などに使用を認めようとするものでございます。アメリカ、ＥＵにおける状況も同様でございます。

今後の方向でございますが、この委員会のリスク評価を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において使用基準の改正を検討していただくというふうに考えております。また、この亜鉛と銅というのは、いわゆる栄養素に当たるわけでございますが、栄養素としての表示の可否につきまして、今月 19 日に開催を予定しております。薬事・食品衛生審議会の担当部会で併せて審議を開始するという事を考えているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますか。

どうぞ。

○坂本委員 亜鉛の使用上限は決められてありますか。

○中垣基準審査課長 栄養素として表示を認める際に、その上限と下限を決めるということで、その作業も始めております。また、当然のことながら、この食品安全委員会でリスク評価結果が出た際には、その結果を踏まえて必要な上限をまた考えることになろうと考えております。

○坂本委員 それから上限を決められるわけですね。

○中垣基準審査課長 添加物として認める際に、その上限を決める必要があるというようなリスク評価結果でございますれば、そのような形で運用したいと考えております。

○寺田委員長 ほかにございますか。

どうもありがとうございました。

続きまして、12 月 8 日付けで農林水産大臣より、食品健康影響評価の要請がございました。普通肥料、焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料の公定規格の変更、設定につきまして、農林水産省農産安全管理課の細田課長から説明をお願いいたします。

○細田農産安全管理課長 農産安全管理課長でございます。それでは、私の方から資料 2

- 3に基づいて御説明をしたいと思います。

資料2 - 3のまず5ページをごらんいただきたいんですが、簡単に肥料取締法の概要を先に御説明したいと思います。2番のところで肥料の区分と登録等とございますが、肥料を大きく3つに分類して運用しております。

1つは、特殊肥料と申しまして、いわゆる堆肥とか米ぬかとかいった有機物のものがございます。

(2)でございます。普通肥料というものがございまして、これはいわゆる化学肥料とか化成肥料とか言って、一般によく基肥として使われる肥料が普通肥料だというふうに御理解いただきたいと思います。

この普通肥料については、公定規格を定めて、NPKとかそういう主成分と、それから有害成分の最大値、そういうものについて決めて運用するという形を取っております。

(2)の下に米印を入れておりますが、先般の改正で新たに特定普通肥料という概念を設けまして、特に人畜に被害を肥料を通じて、施用方法によっては人畜に被害を生ずる恐れがあるという政令で定める肥料については、こういう特定普通肥料という形で指定して、いこうということで、3つの大きな分類で考えております。この特定普通肥料については、また後日諮問をお願いしたいと思っておりますが、本日のところはこの普通肥料について公定規格を定めるということで、法定諮問という形で整理いただいているところでございます。なお、この公定規格は現在のところ143ございます。

それでは、1ページに戻っていただきますが、今回3つの公定規格の変更、改正でございますけれども、まず1つ目は焼成りん肥と申しまして、りん鉱石に炭酸カルシウム等を加えて焼成するという形でつくるものでございます。基本的にはりん酸を主体とした土壌改良、酸度矯正等を目的とした肥料でございまして、これは従来から、昭和31年から規格は設定されておるわけでございますが、今まではりん酸のみの主成分だったんですが、今般アルカリ分として40%以上のアルカリ分が含まれているということを新たに確認したということで、焼成りん肥に新たに主成分としてこういうものも加えて利用度を上げていこうという趣旨もあってそういう申請がございました。

そういう意味で成分的にアルカリ分40%以上含有されていることが1つの公定規格として、現在の公定規格を変更させていただきたいという形での諮問でございます。

詳しくは別表1のとおりですが、省略させていただきます。

2つ目が、新たに公定規格の設定ということになりますが、混合汚泥複合肥料というもので、特徴に書いてございますとおり、いわゆる普通の化成肥料、いろんなものを混ぜ合

わせて造粒、成形したような肥料で、粒状のものがよく売っていると思いますけれども、そういう化成肥料と汚泥発酵肥料を混合して造粒、成形して、形としてはいわゆる化成肥料のような形になりますが、そういう２つのものを混合して成形するという形のものとございます。

したがって、そういう経緯をたどった肥料でございますので、成分のところでございますとおり、主成分の含有量、及びその効果としては既に公定規格の定めがある化成肥料と同等であると思います。

更に有害成分の含有量等につきましては、既にこれも公定規格の定めが化成肥料、及び汚泥発酵肥料と同等であるという形で、既に公定規格を設定されているもの同士の混合だということで、御理解をいただきたいと思います。詳しくは別表２に載せてございます。

３つ目、これも新たな公定規格の設定ということで、熔成汚泥灰複合肥料ということで、これの特徴でございますが、焼成汚泥というものがございまして、これ自身肥料としても使っておるわけでございますけれども、若干焼成汚泥は重金属等が多く含まれるようなことがあって、なかなか肥料としての利用場面が限られるようなケースもございまして、今般はそういうものを１,４００度で熔融をして、金属類を除去するというような行為ができて、更にはそういう処理の中で、りん酸の効果、加里の肥料効果を上げるようなことも可能だということで、新たな公定規格の設定を申し出ております。

成分的にもそういうことで、既に公定規格の定めがある熔成りん肥、けい酸加里肥料という、既に熔成を伴う肥料が既にございますので、そういうものは基本的には同等でございます。

有害成分につきましても、これも既に公定規格の定めがある焼成汚泥肥料、及び化成肥料と同等だというふうに考えております。詳しくは別表３のとおりでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか、ただいまの説明に関しまして御質問、コメントなどございますか。

どうぞ。

○中村委員 素人で申し訳ないんですけども、この汚泥というのは何か下水道のあれですか。泥とかそういうものですか。ヘドロみたいなものが入るんですか。

○細田農産安全管理課長 そうですね。乾燥させて、発酵させて、黒い固りのようになってくるもので、肥料の場合は、し尿とか下水汚泥とか、そういうものを中心に使用しております。

汚泥肥料という形で、いろんな形で公定規格も設定して、有害成分の上限値を決めて運用しております。

○寺田委員長 よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。続きまして、12月8日付けで農林水産大臣より、食品健康影響評価の要請がありました、抗菌性物質が飼料添加物及び動物用医薬品として家畜に与えられた場合に、選択される薬剤耐性菌につきまして、農林水産省衛生管理課の栗本課長から説明よろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長 衛生管理課長の栗本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2 - 1の4ページに諮問の文書については添付されていると思いますが、御説明は資料2 - 4の「家畜に使用される抗菌性物質による薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について」に沿って御説明をさせていただきます。

まず「背景」でございますが、抗菌性物質、これには微生物がつくり出すような抗生物質と、それから化学的に合成される合成抗菌剤と両方ございますが、この物質は家畜の成長促進のための飼料添加物として、あるいは家畜の疾病の治療のための動物用医薬品として使用されております。

この使用によりまして、薬剤耐性菌、抗生物質に耐性である効かない菌が選択されまして、食品、畜産物の摂取を通じまして、これが人に感染をして医療に影響を及ぼす可能性が懸念されているものでございます。

例えば、人の食中毒の治療のために抗菌剤を使っても効かないという事態を引き起こすのではないかとということが、可能性として懸念されているということでございます。

我が国におきまして、飼料に対する安全性の関心の高まりを背景といたしまして、農業資材審議会飼料分科会安全性部会、以下安全性部会と言わせていただきますけれども、ここにおきまして医療において問題となる薬剤耐性菌を、これは人の医療でも使われている抗菌剤の耐性菌というものを選択する可能性のある、抗菌性飼料添加物について指定を取り消すという方針が示されております。平成14年10月15日のことでございます。

また、抗菌性飼料添加物につきまして、見直しを行うに当たりまして、安全性部会において薬剤耐性菌問題にかかる各抗菌性飼料添加物のリスクを評価するための評価基準というものが了承されております。これは15年6月27日でございます。

家畜に使用される抗菌性物質による薬剤耐性菌についての食品健康影響評価を行っていただくに当たりましては、飼料添加物として使用されている成分と同じもの、あるいは同

系統のものが動物用医薬品としても使われているような場合につきましては、こちらについても併せて評価していただく必要があるというふうに考えまして、今回飼料添加物に加えまして、動物用医薬品につきましても食品健康影響評価を依頼することとしたものでございます。

現在の制度の仕組みにつきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、飼料添加物でございますが、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づきまして、農林水産大臣が指定をすることとされております。

そして、農林水産大臣は、飼料もしくは飼料添加物に関する基準及び規格を定めることができるというふうになっております。現在 23 種類の抗生物質、及び 6 種類の合成抗菌剤が、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進、これは成長促進といっておりますけれども、これを目的とするものとして、飼料添加物としての指定を受けております。

また、これらの抗菌性飼料添加物に関する基準、規格につきましては、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において定めているところでございます。

もう少し詳しく見ていただきたいと思いますので、後ろの方の 5 ページをごらんいただきたいと思います。「抗菌性飼料添加物の規制体系の概要」をお示ししているものでございますが、飼料添加物は大臣が指定するところから始まります。指定されたものしか使えないということになっております。左側の真ん中のあたりに農林水産大臣とございまして、その下に「飼料添加物の指定」と書いてございます。指定に辺りましては、まず家畜への有用性、安全性の観点から農業資材審議会に諮問をさせていただきまして、食品を介する人の健康への影響を評価していただくために、食品安全委員会に諮問させていただくということになります。

そして、答申、通知を受けまして飼料添加物の指定をする。併せて、下の四角にあります 2 つ目のところでございますが、飼料等の成分規格、基準の決定も併せて行うということになります。

指定されました飼料添加物は、真ん中より少し右側の辺りですけれども、飼料添加物製造輸入業者というのがございます。ここで飼料添加物、製造されたり輸入されたりするわけですけれども、そのときに右側にございますように、基準規格を遵守しなければならないということになっておりまして、これに合わないものは製造輸入ができないという規制になっております。

製造輸入されました添加物は、その下の飼料製造業者のところでは飼料に添加されることになりまして、そのときも右側の四角にございますように規格基準として、混ぜられる対

象飼料、それから添加量、対象家畜等、これらの表示等に定めがございまして、この段階でもこの規格、基準に合わないものは販売ができないというような規制になっております。

そして、でき上がった配合飼料の形が主でございすけれども、販売業者等を通じて販売をされることになりまして、一番下の農家において消費されますけれども、ここでも規格基準として対象家畜等以外への使用の禁止等が定められておりまして、ここでも合わない飼料は禁止されているという形になっております。

これらの遵守状況につきましては、ちょうど真ん中のところに立ち入り検査等と書いてございすけれども、その左側の（独）肥飼料検査所、あるいは都道府県を通じまして、監視、確認をしている形になっております。

以上が飼料添加物の規制の状況でございす。

2 ページの方にお戻りいただきたいと思ひます。次に動物用医薬品についてでございますが、動物用医薬品の製造輸入につきましては、薬事法の規定に基づきまして、動物用の場合は農林水産大臣が薬事・食品衛生審議会の御意見を伺った上で、安全性、有効性のほか、牛、豚などの食用動物に対する残留性につきましても、審査をした上で、品目ごとに承認をするということになっております。

また、新薬品、いわゆる新薬につきましては、この法律の第 14 条の 4 第 1 項に基づきまして、承認の一定期間後、通常は 6 年でございすけれども、その間の使用実績等の情報を基に、品目ごとに安全性、有効性、そして残留性につきましても、再び審査をしないということ、再審査が行われることになっております。

更に承認されているすべての動物用医薬品の成分につきましては、第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づきまして、こちらは定期的にそのときに得られている最新の情報、知見に基づきまして、安全性、有効性、そして残留性について再評価ということも行いうことになっております。

それから、動物用医薬品の販売についてでございますが、薬事法第 49 条の規定に基づきまして、獣医師の処方せんまたは指示がないと、ワクチン、抗生物質等、一定範囲の医薬品は販売できないということになっております。

ですから、今回問題になります抗生物質等につきましては、この制度の対象になっているということになります。

そして、獣医師がこれらの動物用医薬品を投与する場合、あるいは処方せんや指示書の発行を行う場合には、獣医師法の第 18 条の規定に基づきまして、自ら診察を行うことが義務づけられております。

そして、動物用医薬品の使用の段階につきましては、抗生物質等に対して畜水産物への残留を防止するという観点から、薬事法第 83 条 4 第 1 項に基づきまして、使用基準が定められております。

ここには対象とする動物、あるいは用法・用量、使用してはいけない期間といったものが定められておりまして、この基準はこの第 83 条 4 第 2 項の規定に基づきまして、使用者はこれを守らなければいけない、遵守しなければならないということになっております。

若干重複しますがけれども、6 ページにこの仕組みについて図示したものを添付させていただいております。重複しますがけれども、もう一度御確認をいただきたいと思います。

右側のところに絵が書いてある部分がございます。右上の一番上のところに動物用医薬品販売業者とございます。販売業者は品目ごとに有効性、安全性、それから残留性を審査した上で承認された動物用医薬品を、製造業者、あるいは輸入販売業者から仕入れているわけがございます。

その他のものは、製造、輸入、販売は禁止されているということになります。そして、そこから下にあります畜産農家等へ販売されるわけですがけれども、その途中で獣医師の指示に基づく販売と書いてございますけれども、抗菌性物質の場合は薬事法第 49 条に基づきまして、これは左側の方の 2) の②でございしますがけれども、獣医師の処方せんの交付、または指示を受けた者以外への販売が禁止されております。したがって、絵の左上のところに書いてあります、獣医師の管理の下に使用されることになります。

獣医師が畜産農家に対して指示書を発行する場合には、獣医師は診察をしなければならないということになっておりまして、これは左側の 2) の①のところに、獣医師が自ら診察しないで、投与もしくは処方することを禁止と、これは獣医師法第 18 条で決められております。

これに基づきまして、獣医師は診察した上で薬を投与する。自ら投与するか、あるいは指示書を発行することになります。

そして畜産農家のところの最後の四角の中でも、最後の使用の段階で使用基準に基づく使用ということが薬事法の規定によりまして、もう一度かかっているということになります。

これらの遵守状況につきましては、全国都道府県と国に約二千百人薬事監視員が配置されておりまして、監視をしているという形になっております。

それでは、行ったり来たりで申し訳ありませんが、3 ページの方にお戻りいただきたいと思います。3 ページの 3 番のところでございますが「農林水産省としての今後の進め方

の考え方」の手順についてでございます。まず（１）でございますが、抗菌性飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物としての使用が既に中止されている、使われていない。そして、今後の使用も見込まれていない成分が４成分あります。これらにつきましては、これは後ほどの議題のところでも改めて御説明させていただきますけれども、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することについて御照会をさせていただいた上で、飼料添加物としての指定の取消しと、必要な規格基準の改正を行いたいというふうに考えております。

（２）のところですが、今、申し上げました４成分以外に、現在使われている抗菌性飼料添加物につきましては、下にございます、①と②にかかる食品健康影響評価について食品安全基本法第２４条第３項、これは法定の諮問事項ではない形の方の諮問をさせていただくということで、今、御説明させていただいている諮問がこれに当たるわけでございます。

なお、評価に当たりましては、まず評価基準が策定されまして、これに基づく資料整備を行うことが必要であるというふうに考えております。

①でございますが、抗菌性飼料添加物が飼料に添加され、家畜等に給与された場合に選択される薬剤耐性菌についてが１点でございます。

②でございますが、動物用医薬品の主成分のうち、抗菌性飼料添加物と同一または同系統で薬剤耐性の交差が認められるものについて、現行の薬事法及び獣医師法の規定に従いまして、動物用医薬品として家畜等に投与されることを前提に、これは先ほど申し上げました獣医師の診察ですとか、指示に基づいて販売をされ、使用基準に従ってというリスク管理措置を取って使用されるということを前提に選択される薬剤耐性菌について御意見を求めるものでございます。

具体的な成分につきましては、７ページでございますが、まず抗菌性飼料添加物といましては、２９成分諮問というふうに書いてありますけれども、上の方の４成分につきましては、別途諮問が必要ないかどうかを伺う４成分でございまして、これは生産中止されている成分でございます。

その下に、人体薬と同一または類似の成分ということで、９成分ございます。

その下の点線以下のところには、動物専用、これは人には使われていない成分でございまして、それが１６成分、併せて２５成分につきましては、飼料添加物として諮問させていただくというものでございます。

右側に動物用医薬品がございまして、それぞれ人体薬と同一または類似の成分に該当するもの、同一のもの、あるいはそれと同系統のものということで、マクロライド系の８成

分、テトラサイクリン系の 3 成分、アミノグリコシド系の 6 成分、ポリペプチド系 1 成分、スルホンアミド系 11 成分、計 29 成分を諮問をさせていただいております。

そして、その下の点線以下のところは、動物専用ということでございますが、ピコザマイシンほか 4 成分、併せて 5 成分ということで、成分にいたしますと 34 成分の動物用医薬品につきまして、御意見を伺うものでございます。

実際の諮問の文書に付けております別紙 2 の方は、系統ごとにまとめた形でお願いをしております。

次のページに、ただいま御説明させていただいております、今後の進め方についての考え方をチャート図にしたものを添付させていただいております。

一番上の四角のところが御説明させていただいております、今回の諮問に当たります食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取ということで、この評価結果をいただきました後の考え方でございますけれども、まず私どもの方で評価結果に基づく対応につきまして検討をさせていただくこととしております。

そして一番右側の方にありますが、その結果によりまして、リスクが無視できる程度であるというような評価をもしいただいた場合には、リスク管理の措置は従前どおりという考え方でございます。

そして、リスク管理措置の強化により対応するという場合には、リスク管理オプションの検討をして対応していくということで、一番左側のところは指定等の取消しにより対応する。そういう場合には、必要に応じて御意見を伺った上で、指定の取消し等を行っていくということを考えております。

そして、左の 2 つの矢印のところに「二次的リスクについても考慮」というふうに記載させていただいております、一番下の注 2 のところでございますが、この 2 つのケースの場合につきましては、国民の健康が最大限に保護されるように、飼料添加物の指定取消し等に伴う薬剤耐性菌の発生の減少、それと指定取消しによりまして、動物用医薬品の代替使用の可能性、あるいは家畜疾病が増えてしまうといったような可能性など、新たなリスクとのバランスも考慮した上で、新しいリスク管理オプションについて検討してまいりたいというものでございます。

そして、真ん中の矢印の場合、リスク管理措置の強化より対応する場合でございますけれども、この場合はリスク管理オプションにつきまして、例えば対象飼料添加物の指定を取り消さないまでも、対象として使える飼料、例えば牛用には使えるけれども、鶏と豚には使えないようにするとか。

あるいは、使える時期をより制限するとか、飼料添加物の場合にはそういったような見直しをする。あるいは、動物用医薬品の場合でありましたら、要指示制度の監視の強化をするとか。あるいは、現在も進めておりますけれども、使用の現場で薬剤耐性菌がどのように増えているかといったようなことをモニタリングしておりますが、そういう措置についてより強化をするといったようなリスク管理オプションにつきまして、検討した上でもう一度食品安全基本法の第 21 条第 1 項に基づく意見聴取をさせていただきたいというふうに考えております。

そこで、リスク管理オプションの評価もいただきまして、それを踏まえまして、実際の法令改正等を行うという段取りを考えているところでございます。

先ほど御覧いただいております、4 ページの方の(3)でございますが、これが今回食品健康影響評価の結果をお知らせいただきました後の措置ということで、今、8 ページの絵で御説明をさせていただいたことの記述でございます。

このような段取りを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、御質問、あるいはコメントなどございますでしょうか。

大変基本的な質問であれなんですけれども、この動物に対する医薬品として使った場合には、獣医さんが実際診なければいけないわけですね。同じものでも飼料として添加する場合には、しなくてもいいわけですね。

○栗本衛生管理課長 飼料添加物の場合は、かなり厳しい添加量ですとか、使える飼料が限定されておりますけれども、飼料に入っているということで生産者の方は自由に買えるという形になっております。

○寺田委員長 同じものでも衣を替えればちょっと違うという部分があるわけですね。

○栗本衛生管理課長 同じ成分でも、目的が違うということで、取扱いが違っております。

○見上委員 1 つ教えていただきたいんですけれども、背景説明のところ、いろいろ 4 つのことが書いてあるわけなんですけれども、これ以外に、例えば EU では 1997 年にアボパルシンとか、それから 1999 年に 4 種類の添加物を禁止している。その後、禁止したはいけれども、2003 年、現在その成果をフォローしたような文献サーベイなんかもなさって、こういうものを食品安全委員会に審査するようにお送りくださったというような考えなんですか。

○栗本衛生管理課長 例えば、デンマークにおいては、添加物をかなり早い時期で、成長目的で使うことをやめていて、その同じような時期に病気が増加したということだと思い

ますけれども、動物用医薬品の使用が増えているとか、そういうような状況は把握はしております。

ただ、ほかの国についてどの程度その後のフォローがされているかということは、今ちょっと手元にはございませんけれども。

○見上委員 禁止することは簡単なんだけれども、動物において耐性菌が増えたというのは事実だと思うんですけれども、それが本当に動物から人に行ったかどうかということも結構重要だと思うんです。

別の言い方をすれば、特に添加物なんだけれども、動物にやらなくなったために、治療のためにほかの抗生物質がどんどん使われるようだったら、一体どうなるかということがちょっと心配なもので、この質問をしたわけです。

○栗本衛生管理課長 先ほどの説明がちょっと舌足らずでしたけれども、最後に見ていただいた8ページの絵の中に書いてあります、二次的リスクについての考慮というのは、このところを御説明しておりまして、御指摘のとおり病気が増えてしまえばその分医薬品を使うということが逆に起こってくれば結局同じだということもあるということ。

それから、実際には家畜に使ったことによって耐性菌が増えて、それが実際に人の医療に影響を及ぼしたという具体的な証拠はないということもそのとおりなんですけれども、可能性としては考えられる、懸念は払拭できないということで諮問させていただいているということです。

○見上委員 たしかバンコマイシン耐性菌に関しては、鶏が犯人なのか、それとも人から鶏に行ったのかよくわからないんです。バンコマイシンは、もともと人のMRSAを治療するために大量に使われている。その結果、耐性菌が増えたのでMRSAには使われなくなった。それが大変だという話もしているんです。要するに家畜で使った抗生物質によって耐性菌ができたのは事実ですけれども、それが人の口にどうやって入ったかというのが、非常に重要なポイントだと思うんです。

別の言い方をすれば、農水省がこういうふうに一生懸命食の安全にやってくださっていることはありがたいんですけれども、実はこれは関係なかったとって、また法律を元に戻すようなことになったら変ですし、その辺よりサーベイしていただいたらいいと思います。

○寺田委員長 そういうことも含めまして、この食品安全委員会の専門調査会の方できちっと評価をしてお返ししますということになると思います。

どうぞ。

○中村委員 7 ページで、生産中止の成分、本当に素人の質問で恐縮ですけども、この 4 種類はどうしても使わない、つくらないというふうになるんですか。

○栗本衛生管理課長 メーカーの方の経済的理由ということのようです。効かないとか、問題があったとかいうことではなくて。

○中村委員 そうですか。

○寺尾委員 ピントが外れた質問かもしれませんが、評価基準に基づきまして、対応を考えるとということですね。これは国内での対応なんですけれども、外国から入ってくる鶏肉、牛肉もそうかもしれませんが、そういうものに付いてくる耐性菌というのは、何か手の打ちようがあるのですか。

確かに、国産のものは非常に耐性菌が減る可能性があるんですけども、よく言われるバンコマイシンの話は、タイから入ってくる鶏にくっ付いてきたんだという話を聞きますけれども、うそか本当かよくわかりませんが、そういうものに対する対応というのは何か考えられるんですかね。これに関連して。

これからの問題かもしれませんが、どういう評価が出るか、それからの問題ですからね。

○栗本衛生管理課長 確かに海外でどういうものが使われているかという情報を収集したりすることは重要だと思いますけれども、海外からの肉についての対応というのは、私も担当しているものではありませんので。

○寺田委員長 どうぞ。

○岩淵総務課長 手続的なことでお伺いしたいんですが、最後の 8 ページの今後の進め方の御説明をいただきまして、ただいまは食品健康影響評価で求めてられました上の半分の部分が本日の話だと思うんですけども、その後の、例えば指定の取消しとか、省令改正案についての審議とかについて前の方に説明がございました、農業資材審議会とか、あるいは動物用医薬品については薬事・食品衛生審議会が出てきておりませんが、それはこの表に書いてないだけで、当然そういった手続もあるということによろしいですか。

○栗本衛生管理課長 はい、そうです。

○寺田委員長 ほかにございませんか。ただいまのことも含めて、外国の話も含めて、専門調査会でリスク評価をした上で、そういう管理上の問題に関してももし必要であれば情報をその過程でいただくということになると思います。

それでは、この部分に関しましては、ありがとうございました。大変御苦労でございますが、次は議題の 3 の「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うこ

とが明らかに必要でないときについて（照会）」、農林水産大臣より照会が来ておりますので、農林水産省栗本課長から御説明のほどよろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長 それでは、資料３を御覧いただきたいと思います。先ほどの御説明の中でも若干触れさせていただきましたけれども、飼料安全法の規定によりまして、基準もしくは規格を改正し、または廃止しようとするときは、食品安全委員会の御意見を伺わなければならないということになっているわけですが、飼料添加物として指定されております、抗菌性飼料添加物 29 成分ございますけれども、そのうち我が国で既に飼料添加物として現時点で使用されていない、そして今後の使用も見込まれないものが 4 成分ございまして、これらにつきまして飼料安全法第 2 条第 3 項の規定によりまして、飼料添加物の指定の取消しに伴いまして、同法第 3 条第 1 項の規定による基準もしくは規格を改正し、または廃止しようとするとき、この場合はその内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいかというお尋ねでございます。

よろしく願いいたします。

○寺田委員長 いかがでございましょうか。よろしいですね。本照会に関しましては、今、言われましたとおり、原案どおり必要はないということで農林水産大臣に回答したいと思います。よろしく願いいたします。

○栗本衛生管理課長 どうもありがとうございました。

○寺田委員長 それでは、議題の 4 に入らせていただきます。農薬専門調査会における審議状況につきまして、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 4 に基づきまして御説明をさせていただきます。12 月 3 日に開催されました、第 3 回の農薬専門調査会におきまして、1 品目、ピリダリルという殺虫剤につきましての食品健康影響評価の案がとりまとまりましたので、これに基づいて意見の募集を開始してもよろしいかどうかということをお伺いするものでございます。

本品は、農薬評価書というのが 2 枚ほどめくると出てまいります、更にめくると構造式というものが 1 ページにございます。こういうフェニル誘導体の構造を有する殺虫剤でございまして、これにつきましては、慢性毒性試験、発がん性試験、繁殖試験、催奇形性試験、遺伝毒性試験等々が行われまして、発がん性、催奇形性、あるいは遺伝毒性等はないという御結論になっております。

ずっと飛びまして、16 ページを御覧ください。16 ページに表がございまして、これが各試験における無毒性量というか、毒性が観察されなかった量というものがそこに全部記載

されております。

この中で一番小さな値を示しておりますのが、繁殖試験の親の雄に対するものでありまして、これは成熟遅延、あるいは体重減少というものが、この上の投与量では見られているということで、1日当たり体重 kg 当たりにして 2.80mg というのがこの品目全体としての無毒性量であるという御判断でございました。

これに基づきまして、16 ページの下の方に書いてございますが、農薬専門調査会では本品については A D I を安全係数 100 で割りまして、0.028mg/kg 体重/日ということにしてはどうかという評価がとりまとめられたところであります。

これに基づきまして、本日もし本委員会におきまして御了承いただければ、本日委員会終了後から起算いたしまして、来年 1 月 7 日までの 4 週間を意見の募集期間といたしまして、意見の募集を開始させていただきたいと考えております。

以上です。

○寺田委員長 ありがとうございます。どなたか、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

資料 4 の文章でよろしいですか。

それでは、引き続いて、イミダクロプリド、よろしくお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、引き続きまして、資料 5 に基づきまして御説明をさせていただきます。イミダクロプリド、これも殺虫剤でございますが、これは動物用医薬品でございますが、動物体に直接投与するものではございませんで、2 ページを御覧ください。

一般的にはこのような殺虫成分でございますと、これに基づきまして先ほどの農薬と同じように毒性試験の結果等から A D I を算出してということになるわけですが、本品につきましては、動物用医薬品専門調査会、12 月 5 日に開催された調査会で御議論をした結果、2 ページの真ん中辺りの「2 . 製剤について」というところがございますが、ノックベイトというのは、このイミダクロプリドを主成分とする殺虫剤の商品名でございますけれども、これは畜・鶏舎内及び周辺のイエバエ成虫の駆除を目的として、畜・鶏舎内の通路及び出入口地等の家畜が経口摂取できない場所に、床面積 100 m² 当たり 200g を適切な容器に入れて設置して使用するというものでございまして、ですから実際に家畜はこのイミダクロプリドを含有するノックベイトという製剤については、直接接触をしないという使い方であるということがわかっております。

これに基づいて、食品健康影響評価の議論を調査会でいたしましたところ、「3 . 食品健康影響評価について」というところに記述されておりますように、上記のように当製剤

はその使用方法が適切な容器に入れて設置する方法に限定されており、動物体に塗布したり、周辺への噴霧や散布も行わないことから、動物が主成分であるイミダクロプリドに暴露することはないと。

また、イミダクロプリドは蒸気圧が極めて低く、常温・常圧下ではほとんど揮発しないと考えることから、容器から主成分が揮散し、これを動物が吸入し暴露することもあると考えるということでございました。

これらのことから、専門調査会におかれまして、当製剤が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、人の健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるというのが、専門調査会での御結論でございました。

本日、本委員会におきまして御了解が得られれば、この御結論に基づきまして、この審議結果を公開いたしまして、意見、情報の募集を開始したいということでございます。

募集期間は、先ほどの農薬と同様に、来年1月7日までの4週間ということで考えております。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、御意見ございますか。どうぞ。

○見上委員 こういう直接牛とか家畜が殺虫剤をなめたりすることがないというようなものを食品安全委員会に、法律的にはここに諮問してくるという理由はわかるんですけども、これは専門調査会でもディスカッションしたのは事実だし、今後こういうものが来たときに、本当に専門調査会に下ろさないで、直接この委員会で話し合ってもいいんじゃないかという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○寺田委員長 ほかの方の御意見はいかがでしょう。どうぞ。

○中村委員 だけど、それはわかりません。私たちにここで話し合えといっても、見上さんはわかるかもしれないけれども、だから結局見上さんがそう言えばもう通ってしまうみたいになってしまうから。

○見上委員 それは困るんですけども、例えば間接的に、これは豚の餌ですよと、その豚の病気をディスカッションするんじゃなくて、牛の病気になってしまうような場合があるわけですね。そういうのが一つ一つやっていたら、これから農薬が何百と来るという話を聞いているので、この委員会つぶれるんじゃないかと、事務系職員が忙しくて仕事がい

っぱい増えてしまって、本当にできるのかというのが、農業に限らず、いろんなものがどんどん来るのはありがたいことですが、本当に事務系職員の方々がそれをフォローできるのか不安です。

○寺田委員長 事務系というのは事務局でやっておられることですね。

○村上評価課長 見上先生おっしゃられますように、能率的に評価を進めなければならないというのは、まさにそのとおりでございますが、どういう条件であればあえて専門調査会で御議論をする必要がないという御判断ができるのかということを、やはり事務局でも少しとりまとめさせていただきまして、それでまたお諮りをしたいと思います。

○寺田委員長 初めは少々オーバーになって、大変事務局側に御苦勞をかけますけれども、専門委員の先生方にも御苦勞をかけますけれども、ちょっとオーバーぐらいにやっておいて、その間に条件をつくっていただくというのが、この委員会の趣旨からいっても一番いいんじゃないかと思います。ただ、おっしゃるようなものすごく数は増えているということで、特にある部門に関しましては、考えなければいけないところはあると思います。皆さんよく頑張ってください、特に専門委員の先生方も大変なことはよくわかります。おっしゃるとおりだと思います。

逆に非常に大事なことが手落ちにならないようにしなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

先生、何かございますか。

○寺尾委員 いえ、もう結構です。

○寺田委員長 それでは、ほかにございませんか。ないようでしたら、先ほどの農業専門調査会における審議状況についてというところで説明いただきました、ピリダリルに係る食品健康影響評価に関する審議結果、それから、ただいま御説明のございました、この動物用医薬品専門調査会における、イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）の食品健康影響評価に関する審議結果につきましては、両方とも先ほど説明がありましたように、意見・情報の募集手続に入ることになったと思います。

なお、この資料2-1の表の2ページ目に書いてあります、2番目のところの米印を2つもうスタートするように意見が書いてございますが、今日からこれがスタートすることになります。

それでは、議題の6に入らせていただきます。「食の安全ダイヤル」に寄せられました質問につきまして、事務局の方から11月分の説明をお願いいたします。

○藤本勸告広報課長 それでは、資料6を御覧いただければと思います。11月分につきましては、31件ございました。内訳はここに書いてあるとおりでございます。

例月のとおり、FAQの形で整理しましたので、簡単にお目を通していただければと思います。

まず、委員会関係でございますけれども、1つにはモニターにアンケートをしたわけでございますけれども、その関連で食品安全モニターの選考はどのようにされたのですか、また、私でもモニターになれますか、というお問い合わせがございました。

答えの方でございますけれども、20歳以上で公務員でない方のうち、1、2、3というふうないずれかの条件を満たしている応募者の中から、応募理由や地域・性別・年齢のバランスを考慮し、470名選定したということでございます。

16年度につきましては、また別途2月ごろ募集を行う予定にしておりますということで整理させていただいております。

2番目に、リスク評価の食品健康影響評価につきまして、審議を委員会と専門調査会の方で、どういう関係で行われているのかという御質問がございました。

次の裏側の方を御覧いただければと思いますけれども、2のところでございますが、具体的にはというところで、食品安全委員会が評価を求められた案件の危害要因に応じて、適切な専門調査会に付託し、審議が行われますと。その審議結果（案）について、原則として広く一般から意見・情報の募集を行いますと。

その後、食品安全委員会はこのようにとりまとめられた専門調査会の審議結果を基に審議を行い、最終的に評価の結果をとりまとめることとなりますという整理をしてございます。

2の食品健康影響評価関係ということでは、この間に行われた評価の関係で幾つか聞かれておりまして、1つがアルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することに関わるリスク評価についてわかりやすく説明してくださいということでございます。1のところでは、経緯について御説明し、2のところでは、評価結果の概要を整理してございます。

次のページに移りますけれども、大きな3のところでは、すなわちということで要約でございますけれども、アルカリ処理された液状の肉骨粉のうち、肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料とするものに限っては、肥料として利用することについての食品健康影響は無視できる程度とされましたが、それ以外の肉骨粉等を原料とするものについては、必要な情報が提出されれば、改めて食品健康影響評価を行うことになりましたという整理

でございます。

もう一つ「牛せき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」で、食品安全委員会は「特定危険部位に相当する対応が必要」と評価しましたが、わかりやすく説明してくださいということで、同じく1で経緯につきまして、2におきまして評価結果につきまして整理しまして、3で要約して全体的な説明という構成にしております。

3のところでございますけれども、すなわち牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正は既に厚生労働大臣に通知した内容と同じ背根神経節のリスクについては、せき柱と同程度であると考えられるとの食品健康影響評価の結果に基づき、農林水産省が講じるリスク管理措置であるのとらえ、通知したということで整理しております。

このほか、特定保健用食品等の安全性についての関係で御質問がございましたので、Q & Aを起こしております。特定保健用食品の表示許可を申請した食品の安全性については、食品安全委員会に13ある専門調査会の1つでございますところの新開発食品専門調査会において、科学的データに基づき評価を行うということでございますが、特定保健用食品としての表示を行うために、健康増進法に基づく厚生労働省の許可並びに食品衛生法に基づく審査が必要であり、食品安全委員会ではこの審査のうち安全性に関する評価を担当しています。その評価の方法は、個別食品ごとに安全性に関わる試験成績等を基に、それらの試験の妥当性も含め科学的に評価しておりますという整理でございます。

このほか、食品健康影響評価の中での物理的要因とは具体的にどのような要因があるのでしょうかということで、次のページの方に移らせていただきますけれども、書いてございますが、結論的に例示として2のところでございますけれども、食品に影響を及ぼす恐れがある物理的な要因については幅広く想定されますが、具体例としては異物や放射線が挙げられますということでございます。

最後に大きな項目の3番、食品安全基本法の関係で2つほど整理しております。

1つが、法律の中の食品関連事業者に農業従事者は含まれるのでしょうか、また、その責務について具体的に教えてください、ということでございました。

答えでございますけれども、農業従事者も含まれるということでございます。基本法では食品関連事業者についてということで、法律のところを①、②、③と引用してございます。

①のところでは、お配りした資料のところでは、適切に講ずる債務と、責務という漢字が間違っておりますが、これは訂正していただければと思います。ホームページの方はそういう形で直したいと思います。

農業従事者の責務については、具体的な例としては、農薬などの規格・基準の遵守や出荷時の異物混入の防止などが考えられますが、そのほかにも消費者に対する積極的な情報提供など、農業従事者の方々の主体的な取組による食品の安全性の確保のより一層の推進が期待されていますということでございます。

また、最後に「食品安全基本法」の英語表記を教えてください、ということで「Food Safety Basic Law」ということで整理してございます。

以上、御報告申し上げます。

○寺田委員長　どなたか御質問、あるいはコメントございますか。

どうもありがとうございました。その他の議事は何かございますか。

これで、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。なお、寺尾委員におかれましては、明日福井で「食と緑と水を守る全国集会」に出席のため、時間の都合で中座したことを謝っておいてくださいということでございましたので、お知らせしておきます。

私は、この前のこの委員会の済んだ後、オーストラリア、ニュージーランドに行っておりまして、昨日帰ってまいりました。オーストラリア、ニュージーランドの食品の安全に関する機関とのコミュニケーション、あるいは現状をそれぞれの国によって、それぞれの国で食品の安全を保つためにいろんな苦勞をして新しい機関をつくったり、改正をしたり、いろいろなことをやっているところをじかに話をきいて参りました。また、私どものこの食品安全委員会、日本全体の食品の安全の仕組みなど説明しまして、また食品安全委員会の窓口になる人、相手方の窓口になる政府の機関の人をアイデンティファイして、そのほか食品の安全に関する情報交換をして帰ってまいりました。大変短時間ではございましたが有意義なものでございました。

ほかにもいろんな方が、国内・国外問わず、いろんなところで意見交換をやっておられると思いますが、特に外国の方は評価と管理を分けたというのがヨーロッパ流であるということで、なかなか食品安全委員会に興味を持っておられました。アメリカもオーストラリアもそれを同じ組織の中で分けようとか、いろいろな国によってやり方があるんですけども、プリンシプルとしては2つに分けるというのは、大体のところはそういう方向でいってますし、一番大事なのは、今日も来ていただきました管理機関とのコミュニケーションを密にしていくということで、組織としては別だけれども、やるのは管理機関と非常にコミュニケーションをきちっとやらないとばらばらになってしまうというのもそのとおりでございまして、是非これからも農林水産省、厚生労働省、あるいは環境省、その他の機関とも、いろいろ評価する際、あるいは評価後も密接な関係を持っていくべきであると

いう意を強くして帰ってまいりました。

私のことばかりしゃべりまして申し訳ありません。

見上先生、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、第 23 回の「食品安全委員会」を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、12 月 18 日木曜日午後 2 時から開催いたします。なお、明日 12 月 12 日金曜日 10 時から肥料・飼料等専門調査会が、16 日火曜日 13 時から広島で意見交換会が、12 月 17 日水曜日 14 時から添加物専門調査会が開催される予定なのでお知らせいたします。

これは、公開、非公開は。

- 村上評価課長 すべて公開です。
- 寺田委員長 どうもありがとうございました。これで終わります。